

返戻金制度

第 5 条第(1)項に規定する本人材紹介手数料に関しては、候補者が就労開始日以降一定の期間内に懲戒解雇又は一方的な自己都合により退職した場合、甲が乙に対し退職日から 2 週間以内に退職の事実及びその理由を書面で提出すること（電子メール又はファックスによる連絡方法を含む）を条件に、その退職日について次の基準に基づき乙は受領済みの当該手数料を甲に対して返還するものとする。

- ・就労開始日以降 1 週間以内の退職の場合：本人材紹介手数料全額
- ・就労開始日以降 1 週間を超えて 1 カ月以内の退職の場合：本人材紹介手数料の 80%
- ・就労開始日以降 1 カ月を超えて 2 カ月以内の退職の場合：本人材紹介手数料の 50%
- ・就労開始日以降 2 カ月を超えて 3 カ月以内の退職の場合：本人材紹介手数料の 20%
- ・就労開始日以降 3 カ月を超えて 6 カ月以内の退職の場合：本人材紹介手数料の 5%

上記場合を除き、乙は受領した本人材紹介手数料の返還に応じる義務を負担せず、又は、当該手数料を未受領のときには第 5 条に従い当該手数料全額の支払いを受ける権利を保持するものとする。